

入札公告(入札説明書を兼ねる)

令和7年度 社会資本総合整備（防災・安全交付金事業）（下水・重点）奥利根水質浄化センター
自家発電設備改築更新工事に係る一般競争入札を簡易型総合評価落札方式により行うので、地方自治
法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格(以
下「入札参加資格」という。)を定めるとともに、入札参加資格の審査を入札前に行うものである。

また、フレックス工期による契約方式の実施対象工事であるので、落札者は工事開始期限日以前の任
意の日を契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間の任意の日を契約工期の
終期日に設定し、契約工期とすることができる。

令和8年1月21日

群馬県

契約担当者 群馬県知事 山本一太

記

1 担当部局

(1)電子入札の執行に関すること

〒370-1127

群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846-1

群馬県下水道総合事務所 総務係 電話：0270-65-7557

(2)事務的事項及び技術的事項に関すること

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部下水環境課 流域経営係（事務的事項）電話：027-226-3682

流域整備係（技術的事項）電話：027-226-3684

2 工事概要等

(1)工 事 名

社会資本総合整備（防災・安全交付金事業）（下水・重点）

奥利根水質浄化センター 自家発電設備改築更新工事

(2)工事場所

利根川上流流域下水道（奥利根処理区）

沼田市下川田町 地内

(3)工事概要

1. 発電機（ディーゼル駆動 500kVA）	1 台
2. 補機盤	1 面
3. 燃料小出槽、燃料移送ポンプ等 発電機付帯設備	一式
4. 監視制御装置 機能増設	一式
5. 撤去、ケーブル布設、その他関連工事	一式
6. 仮設自家発電設備	一式

(4)工 期

約 24 ヶ月（フレックス工期：90 日）

（工事開始期限 令和 8 年 6 月 工事完成期限 令和 1 0 年 3 月）（予定）

3 入札参加形態

単体による参加

4 入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 自治令第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県財務規則第 170 条第 2 項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第 2 条第 2 項に規定する指名停止を受けていない者であること。
なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (4) 群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第 10 条第 1 項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。
- (5) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (7) この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を定めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第 7 条第 1 項に抵触しない。

① 資本関係

ア 親会社(会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。(子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が継続中である会社を除く。以下同じ。)

イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

② 人的関係

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(9) 群馬県の令和6・7年度建設工事入札参加資格者名簿における電気工事の総合数値が840点以上の者であること。

(10) 建設業法に基づく電気工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。

(11) 平成27年4月1日から令和7年3月31日に群馬県内において完成引き渡し完了した、この公告の工事と同種の工事を施工した実績を有するものであり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

ア ここていう同種工事とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第2項に定める公共工事のうち、上水・工業用水・下水道施設の電気工事で請負金額が25,000千円以上（修繕や部品交換等の部分的な補修工事は除く）を指す。

イ 元請として施工したものであること。ただし、共同企業体の構成員にあつては、出資比率が20%以上のものに限る。

(12) この公告の工事に対応する許可業種に係る工場製作の監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者で、入札参加資格の確認申請前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る）を工場製作期間中に配置できること。

(13) この公告の工事に対応する許可業種に係る現場施工の監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者で、入札参加資格の確認申請前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る）を現場施工期間中に専任で配置できること。

(14) 群馬県内に、建設業法に基づき設置された本店、支店または営業所があること。

5 設計業務等の受託者

(1) この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

(株) 建設技術研究所

(2) この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、(株) 建設技術研究所が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

6 入札公告兼入札説明書の配布期間及び方法

(1) 配布期間 令和8年1月21日（水）～令和8年3月4日（水）までの毎日

(2) 配布方法 ぐんま電子入札共同システムによる

7 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)

(1) この公告の工事の競争入札の参加希望者は、次に従い、申請書及び入札参加資格を有することを証明するために資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の工事の競争入札に参加することができない。

- | | |
|--------|---|
| ① 提出期間 | 令和8年1月21日(水)～令和8年1月28日(水)までの毎日
午前9時～午後4時まで
(ただし、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時までを除く。) |
| ② 提出場所 | 〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県県土整備部下水環境課 流域整備係 電話027-226-3684 |
| ③ 提出方法 | 申請書及び資料は、直接持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。また、上記期間中にぐんま電子入札共同システム(以下、「電子入札システム」という。)への入力も行うこと。
電子入札システムの入力が不可能な者は、契約担当者と協議すること。 |

(2) 提出する資料は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| ① 入札参加資格確認申請書(別記様式1) |
| ② 最新の経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し |
| ③ 同種の工事の施工実績(別記様式2) |
| ④ 監理技術者等の資格・工事経験(別記様式3)
ア この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等1件を記載すること。
イ 配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。 |
| ⑤ ③、④を補足するための資料 |

(3) 配置予定技術者選定にあたっての注意事項

ア 同一の技術者の配置を予定する他の工事を落札したときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。

イ 他の工事を落札したことにより技術者を配置することができないにもかかわらず、入札したときは指名停止を行うことがある。

ウ 配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者の配置を予定することができる。

(4) 入札参加資格は申請書及び資料の提出期限日に確認するとともに、その結果を令和8年2月4日(水)までに電子入札システムにより通知する。

(5) 入札参加資格があると認められた者が資格の確認を行った日の翌日から開札の日までに指名停止を受けたときは、入札参加資格を取り消すとともにその旨を通知する。

- (6) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書及び資料の再提出を求めることがある。
- (8) 申請書及び資料は返却しない。

8 入札参加資格がないと認めた理由

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（別記様式4）により説明を求めることができる。

- ア 提出期間 令和8年2月4日（水）～令和8年2月12日（木）までの毎日
午前9時から午後4時まで
（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時までの時間を除く）
- イ 提出場所 〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県県土整備部下水環境課 流域整備係 電話027-226-3684
- ウ 提出方法 入札参加資格確認申請書についての説明申込書（別記様式4）は、直接持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。

- (2) 説明を求められたときは、令和8年2月19日（木）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 別冊図面、仕様書以外の詳細図面、仕様書（金額抜き設計書）（以下「設計図書等」という。）

- (1) 設計図書等は、令和8年1月21日（水）から令和8年3月4日（水）まで電子入札システムにより閲覧できる。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合には、次に従い別記様式5（以下「質問・回答書」という。）を提出すること。

- ア 提出期間 令和8年2月4日（水）～令和8年2月12日（木）までの毎日
午前9時から午後4時まで
（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時までの時間を除く）
- イ 提出場所 〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県県土整備部下水環境課 流域整備係 電話027-226-3684
- ウ 提出方法 直接持参のほか、郵送又は電送による提出も受け付ける。郵送の場合、配達証明又は内容証明により、上記提出期間内に必着とすること。

- (3) (2) により質問があったときは、令和8年2月19日（木）までに質問・回答書により回答する。
- (4) 設計図書等に係る質問の回答は、令和8年2月4日（水）から令和8年3月4日（水）まで電子入札システムにより閲覧できる。

10 現場説明会

行わない。

11 簡易型総合評価落札方式評価項目算定資料の提出

この入札において参加資格があると通知を受けた者は、「総合評価点算定基準（簡易型：電気・電気通信・機械器具設置）」の評価項目に基づき作成すること。

提出された評価項目算定資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、評価を行い疑義が生じた場合に提出を求めるものは除く。

(1) 提出書類

- ① 評価項目算定資料の提出について（様式第4－3号）
- ② 評価項目算定資料一覧表（様式第5－3号）
- ③ 企業工事成績対象工事一覧（様式5－6号）
- ④ 企業施工実績評価資料（様式第6号）
- ⑤ ISOの認証取得確認資料（登録証の写し）
- ⑥ 地域内拠点確認資料（建設業許可申請書様式第1号及び別表の写し 他）
- ⑦ 災害時の基礎的事業継続計画策定確認資料（認定証の写し）
- ⑧ 県内企業下請活用計画（様式第9号）
- ⑨ 建設キャリアアップシステム活用申告書（様式第14号）
- ⑩ 配置予定技術者工事成績対象工事（様式第10号）
- ⑪ 配置予定技術者施工実績評価資料（様式第11号）
- ⑫ 施工計画（様式第12－3号、所有資格証明書の写し）

(2) 提出期間 令和8年2月4日（水）～令和8年2月19日（木）までの毎日

午前9時から午後4時まで

（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時までの時間を除く）

(3) 提出先 〒371－8570

群馬県前橋市大手町1－1－1

群馬県県土整備部下水環境課 流域経営係 電話027－226－3682

(4) 提出方法 総合評価落札方式評価項目算定資料は、直接持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。

12 入札方法等

(1) この入札は、電子入札システムにより行う。

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則、群馬県建設工事執行規程（昭和40年訓令甲第2号）及び群馬県競争入札心得の規定を守ること。

(3) 入札書は、自己の税込見積額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記載すること。

(4) 入札書の引き換え又は変更は認めない。

(5) 入札執行回数は原則として2回までとする。

13 入札手続等

(1) 入札開始日時

令和8年3月2日(月)午前9時00分

(2) 入札書及び工事費内訳書提出締切日時

令和8年3月4日(水)午後4時00分

(3) 工事費内訳書開封予定日時

令和8年3月4日(水)午後4時05分

(4) 開札予定日時

令和8年3月5日(木)午前10時00分

14 入札保証金

免除

15 契約保証

契約保証については、次の中から請負者が選択するものとする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 金融機関又は保証事業会社の保証

(3) 履行保証保険

(4) 公共工事履行保証証券による保証(付保割合10%以上)

(5) 利付国債若しくは地方債

16 工事費内訳書

(1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。

(2) 入札参加者は、契約担当者が電子入札システムに添付した「工事費内訳書の作成例及び工事費内訳書の提出における留意点について」を確認のうえ、同システムに併せて添付した工事費内訳書の所要欄に入力し、契約担当者が指定する日時までにエクセルファイルにより提出すること。

(3) 工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。

(4) 工事費内訳書は返却しない。

17 開札

(1) 開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

18 入札の無効

(1) 入札参加資格がない者が行った入札

(2) 入札に係る不正行為を行った者による入札

(3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札

(4) 同一の者が行った複数の入札

(5) ICカードの不正使用により行った入札

(6) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札

(7) 工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき

- (8) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき
- (10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す

19 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価点とは、価格点と価格以外の評価点を総合した評価点をいう。
- (2) 価格点とは、入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (3) 価格以外の評価点とは、施工能力等から算定した評価点をいう。
- (4) 次に掲げる要件をすべて満たす者は、総合評価点算定基準（簡易型：電気・電気通信・機械器具設置）により評価する。
 - ア 評価項目算定資料を提出した者であること。
 - イ 入札書が無効でないこと。
 - ウ 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者であること。(失格になった者を除く。)
- (5) 評価項目算定資料は公表しない。

20 落札者の決定方法

- (1) 総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が二者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) この入札は、低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 総合評価点の最も高い者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査(以下「低入調査」という。)を実施したうえで落札者を決定する。
- (5) 低入調査の対象となった者は、低入調査の実施に協力すること。
- (6) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (7) 低入調査の対象となった者が、この工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは落札者とししない。
- (8) 低入調査の対象となった者を落札者とししないときは、総合評価点の次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。
- (9) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。
- (10) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
- (11) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

21 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めると時は、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式6）。

22 工事請負契約書

建設工事請負契約書(群馬県建設工事執行規程別記様式第6号)により作成すること。契約書の標準的様式は群馬県県土整備部基準通知システムで閲覧可能である。（次のURLを参照すること）

URL：1.技術基準（一般の方用）

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式の試行工事であるので、標準的な契約約款に以下の条項を追加すること。

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第 19 条の 2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

23 支払条件

(1) 前払金

請負代金の 40% 以内

(2) 中間前払金

1 回

(3) 部分払の回数

前金払を請求した場合：各会計年度 3 回

中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を 1 回減じる。

(4) 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

24 火災保険を付することの要否

要

25 この工事に密接な関連がある他の工事

この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

26 審査請求

(1) 入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。

(2) 審査請求先は、群馬県県土整備部下水環境課流域整備係とする。

27 建設工事に関する諸規定

建設工事に関する諸規定は、群馬県ホームページにおいて閲覧できる。

U R L : <https://www.pref.gunma.jp/06/h0910006.html>

28 その他

(1) 入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。

- (2) 虚偽の申請書及び資料を提出した者には、指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、この工事に係る配置予定技術者を当該工事の工場製作期間中に配置すること。
- (4) 落札者は、この工事に係る配置予定技術者を当該工事の現場施工期間中に専任で配置すること。
- (5) 契約担当者は、落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。
- (6) この説明書は、この工事に係る手続以外の目的に使用してはならない。
- (7) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。
- (8) 提出された資料は返却しない。
- (9) 落札者は、この公告で指定した工事開始期限日以前において契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間において契約工期の終期日を自由に設定することができる。
- (10) 落札者が工事開始期限日以前において契約工期の始期日を設定したときは、工事請負契約を締結したときから契約工期の始期日の前日までの期間における現場代理人及び監理技術者又は主任技術者の配置を求めない。
- (11) 契約締結日から契約工期の始期日の前日までの現場管理は、契約担当者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。
- (12) この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるV E方式の試行工事である。
- (13) 受注者は、契約締結後において設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について契約担当者に提案することができる。
- (14) 契約担当者は、提案を適正と認めたときは設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは請負代金額の変更を行う。詳細は特記仕様書による。
- (15) 評価項目算定資料を提出する際に、配置予定技術者が社会保険に加入していることが確認できる以下の書類（直近のもの）を提出すること。

- (1) 健康保険 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、
「健康保険被保険者証」の写し等
- (2) 厚生年金 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し等
- (3) 雇用保険 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」、
「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」の写し等

※配置予定技術者以外の情報は不要